

屋外壁利用規程

クライミング施設(リード壁)の利用と遵守事項について

兵庫県山岳連盟

1. 対象施設

- (1) 屋外リードクライミングウォール(高さ 15m)・屋外人工岩場

2. 利用資格

次のいずれかに該当する者に限り利用できます。

- (1) 公益財団法人 日本スポーツ協会認定の以下の指導資格を持つ者
スポーツクライミング指導員コーチ I 以上
山岳指導員コーチ II 以上(コーチ I は不可)
- (2) 公益財団法人日本山岳ガイド協会の以下のガイド資格を持つ者
山岳ガイドステージ I・ステージ II(登山ガイドは不可)
フリークライミングインストラクター
・インドアクライミングインストラクター
・スポーツクライミングインストラクター
・フリークライミングインストラクター
- (3) 兵庫県山岳連盟指導委員会が実施する「確保技術講習会」の終了検定合格者
合格者には「確保技術検定済パス」を発行する。
2024 年度からおおむね春・秋年 2 回実施する予定 (HP に掲載)
- (4) 各山岳団体より提出された確保技術取得者リストに記載された方
- (5) 上記(1)・(2)・(3)・(4)の者が直接指導を行う場合
- (6) 技術遭対委員長、指導委員長が認めた者

3. 利用者が用意する物

用具(クライミングシューズ、ハーネス、確保器(ATC 等)、クイックドロ、カラビナ、ロープ等)は利用者各自が用意する。
(貸し出しはありません。)

4. 利用上の遵守事項

- (1) 利用者はあらかじめ利用申込をし、利用料金を支払ってから使用する。
○団体で利用する場合
事前に代表者等は利用申込書を提出し、利用承認を受けてから使用する。
○個人で一般利用する場合
利用者各自が事前に事務所窓口の『利用者名簿』に氏名を記載し、確保技術検定済パスを提出する。
- (2) 利用は必ずクライマーとビレイヤー(高校生以上)の二人一組とし、スタート直前、相互にハーネスの正しい装着とロープの結び方を確認しあう。
- (3) ハーネスとロープの接続は『8 の字結び』とし、止め結びを行うこと。
- (4) 他の利用者等から安全に関する指導を受けた時は直ちに従うこと。
- (5) 施設の利用については神戸登山研修所の係員の指示に従うこと。
- (6) 施設(クライミング広場を含む)内は禁煙。

5. 傷害保険等の加入

利用者はあらかじめ傷害保険等に加入しておく事とする。

6. 利用時間と休館日

- (1) 利用時間：神戸登山研修所の開館時間と同等。